

学習者用端末の利用に関する同意書について

平素より本校の教育活動に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本校では生徒一人につき学習者用端末(タブレット)を1台貸与し、授業における学習支援と、学級閉鎖等に際しての家庭での健康観察や学習機会の保障等で活用しております。

つきましては、下記の取組にご理解・ご協力をいただくとともに別紙「学習者端末(タブレット)利用についての同意書」の内容にチェックしていただき確認後に氏名等を記入の上、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 目的

- ・各教科等における学習支援ツールとしての利用
- ・学級閉鎖等における健康観察や課題への取組、オンライン授業等での利用

2 貸与する学習者用端末等について

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1)学習者用端末(タブレット本体) | (2)ケース一体型キーボード |
| (3)充電用ACアダプタおよびケーブル | (4)学習で使用するアカウント |

※ 市内ではタッチペン・オーディオ変換アダプタを貸与している学校もありますが、経年劣化による故障の場合でもご家庭の自費で弁償いただくことが市の取り決めとなっております。このことから本校では、ご家庭の負担を考慮し、授業内で使用する際にその都度貸出をすることといたしました。

3 通信方法

学校では校内ネットワークを使用します。家庭では家庭のネットワークのご利用をお願いします。
(ご相談があれば学校へご連絡ください)

4 貸与期間

学校を卒業するまでの期間
※同意書は、入学時又は転入時に提出していただきます。

5 使用時の注意事項(厳守)

- (1) タブレット端末の設定変更や改造・改変等を行わないこと。
- (2) 学習活動以外には利用しないこと。
- (3) インターネット上の不適切なサイトの閲覧・投稿は行わないこと。
- (4) 学習者用端末の故障や破損、紛失、盗難があった場合は、学校へ速やかに連絡をすること。
- (5) 学習者用端末を持ち帰った後、登校する際は、タブレット端末(本体及びケース一体型キーボード)を学校に持っていくこと。
- (6) 学習者用端末及びケース一体型キーボードの紛失、充電用ACアダプタ及びケーブル、タッチペン、オーディオ変換アダプタの紛失や故障は保障の対象外。

【問合せ先】

東大和市立第二中学校
副校長 津田 正樹

学習者端末（タブレット）利用についての同意書（学校提出用）

1 学習者使用端末の基本的な利用について

学習者端末は大切な学習用具ですので、以下の事項の確認をお願いします。

- 学習者端末を大切に扱います。
（端末は、貸出品であり、卒業まで使用し、その後新1年生に引き継ぎます）
- 学校と家庭いずれにおいても学習活動以外での使用はしません。

2 使用時間について

長時間の使用に伴う健康面（特に視力）への影響を鑑み以下の事項の確認をお願いします。

- 長時間連続の使用はせず、目を休めながら使用します。
- 使用時間の管理は生徒の判断だけでなく、家庭では保護者が管理及び声掛けを行います。
（学校では担任が管理及び声掛けを行います。）

3 安全性（セキュリティ）やネットワーク上でのルール・マナーについて

端末はインターネットを介して世界とつながっています。安全に使用するために以下の事項の確認をお願いします。

- アカウントやパスワードは生徒本人と保護者が管理することを理解しています。
（個人の利用のためのみに使用し、他人には教えないように全ての生徒に指導をしています。）
- 学校と家庭いずれの使用においても、インターネット上の不適切なサイトの閲覧や投稿（悪口、書き込み、発信、画像等）が禁止されていることを理解しています。
（学校でも全ての生徒に指導を行っています。家庭でも声掛け及び管理をお願いします。）
- 学習者端末（タブレット）のweb検索履歴などは、教育委員会が確認できる事を理解しています。
- オンライン及びオンデマンド形式での授業映像等の配信を、撮影・複写・録音等することが禁止されていることを理解しています。（それらをインターネット上に投稿することも禁止されています。）
- オンライン及びオンデマンド形式での授業映像等の配信に関わるアカウントやパスワードを他人に教えることが禁止されていることを理解しています。
（学校では、対象の学年及び学級の家庭に限定してお伝えしています。）
- 法令遵守することを理解しています。

4 その他

- アカウントの作成や更新の際に必要な個人情報（生徒氏名、学校名、学年、組番号）を、東大和市教育委員会が管理することを承諾します。
- アカウントは生徒本人と保護者が管理し学校でもアカウント情報を保管することを承諾します。
- 端末を家庭に持ち帰った際の通信環境整備や充電にかかる費用については、家庭で負担することを承諾します。
- 故障や破損、紛失、盗難があった場合は速やかに学校へ報告します。
- 端末を故意に設定変更や改造、破損・改変した場合や、復旧不可能となった場合は、現状復帰のための費用を負担します。
（負担内容は、状況確認を行った上で学校及び教育委員会が判断します。）
- 紛失（転売等）した場合には、紛失した物品の全額を負担します。
〈主な補償対象外事例〉
 - ・ 故意・過失による破損が疑われる故障
 - ・ 端末の異物混入を起因とした破損
 - ・ 充電用ACアダプタ及びケーブル、タッチペン、オーディオ変換アダプタの紛失及び故障（負担内容は、状況確認を行った上で学校及び教育委員会が判断します。）

○業者委託に関わるプライバシーポリシーについて

アカウントの作成や更新の際に必要な個人情報を、委託事業者に提供しますが、委託事業者のプライバシーポリシーについては、東大和市教育委員会が精査し、問題がないことを確認しています。

本人：学習用端末を学校・家庭のいずれにおいても、上記の約束を守って使用します。

保護者：上記の内容を確認し、条件のとおり使用ができるように保護者としての管理・監督をします。

令和 年 月 日

所属校	東大和市立第二中学校
年・組	年 組
生徒氏名	
保護者氏名	

学習者端末（タブレット）利用についての同意書（家庭用控え）

1 学習者使用端末の基本的な利用について

学習者端末は大切な学習用具ですので、以下の事項の確認をお願いします。

- 学習者端末を大切に扱います。
(端末は、貸出品であり、卒業まで使用し、その後新1年生に引き継ぎます)
- 学校と家庭いずれにおいても学習活動以外での使用はしません。

2 使用時間について

長時間の使用に伴う健康面(特に視力)への影響を鑑み以下の事項の確認をお願いします。

- 長時間連続の使用はせず、目を休めながら使用します。
- 使用時間の管理は生徒の判断だけでなく、家庭では保護者が管理及び声掛けを行います。
(学校では担任が管理及び声掛けを行います。)

3 安全性(セキュリティ)やネットワーク上でのルール・マナーについて

端末はインターネットを介して世界とつながっています。安全に使用するために以下の事項の確認をお願いします。

- アカウントやパスワードは生徒本人と保護者が管理することを理解しています。
(個人の利用のためのみに使用し、他人には教えないように全ての生徒に指導をしています。)
- 学校と家庭いずれの使用においても、インターネット上の不適切なサイトの閲覧や投稿(悪口、書き込み、発信、画像等)が禁止されていることを理解しています。
(学校でも全ての生徒に指導を行っています。家庭でも声掛け及び管理をお願いします。)
- 学習者端末(タブレット)のweb検索履歴などは、教育委員会が確認できる事を理解しています。
- オンライン及びオンデマンド形式での授業映像等の配信を、撮影・複写・録音等することが禁止されていることを理解しています。(それらをインターネット上に投稿することも禁止されています。)
- オンライン及びオンデマンド形式での授業映像等の配信に関わるアカウントやパスワードを他人に教えることが禁止されていることを理解しています。
(学校では、対象の学年及び学級の家庭に限定してお伝えしています。)
- 法令遵守することを理解しています。

4 その他

- アカウントの作成や更新の際に必要な個人情報(生徒氏名、学校名、学年、組番号)を、東大和市教育委員会が管理することを承諾します。
- アカウントは生徒本人と保護者が管理し学校でもアカウント情報を保管することを承諾します。
- 端末を家庭に持ち帰った際の通信環境整備や充電にかかる費用については、家庭で負担することを承諾します。
- 故障や破損、紛失、盗難があった場合は速やかに学校へ報告します。
- 端末を故意に設定変更や改造、破損・改変した場合や、復旧不可能となった場合は、現状復帰のための費用を負担します。
(負担内容は、状況確認を行った上で学校及び教育委員会が判断します。)
- 紛失(転売等)した場合には、紛失した物品の全額を負担します。
<主な補償対象外事例>
 - ・故意・過失による破損が疑われる故障
 - ・端末の異物混入を起因とした破損
 - ・充電用ACアダプタ及びケーブル、タッチペン、オーディオ変換アダプタの紛失及び故障(負担内容は、状況確認を行った上で学校及び教育委員会が判断します。)

○業者委託に関わるプライバシーポリシーについて

アカウントの作成や更新の際に必要な個人情報を、委託事業者に提供しますが、委託事業者のプライバシーポリシーについては、東大和市教育委員会が精査し、問題がないことを確認しています。

本人:学習用端末を学校・家庭のいずれにおいても、上記の約束を守って使用します。

保護者:上記の内容を確認し、条件のとおり使用ができるように保護者としての管理・監督をします。

令和 年 月 日

所属校	東大和市立第二中学校
年・組	年 組
生徒氏名	
保護者氏名	